

開催された定例議会、臨時議会の審議結果報告

◆ 第4回定例会 ◎12月11日～13日

議 件 名	内 容
J R 札沼線跡地整備等推進基金条例の制定	札沼線廃線に伴い必要となる事業に要する費用に充てるため、J R 北海道からの拠出金及び指定寄付金を積み立てるための基金を設置
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用、給付等に関する規定が整備されることに伴い、給与、分限、懲戒、旅費、育児休業等、関係する8本の町条例の一部を改正
新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	フルタイム、パートタイム会計年度任用職員の給料・報酬等を常勤職員の給与と表を一部適用して支給することや費用弁償、期末手当等を定める条例を制定
新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正	成年被後見人等の権利の適正化を図る関係法律の制定に伴い、条例中の欠格条項から成年被後見人等に関する記述を削除
新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正	町道に係る電柱、電話柱等の工作物や地下埋設管等の物件の占用料金を、道路法施行令に規定する国道に係る占用料の額に準拠して改定
新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正	新十津川町保育園本園舎の増改築工事が完了したことに伴い、住所地番を仮園舎から本園舎に戻すとともに、定員を90人から110人に変更
新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正	消費税率の引き上げに伴い、流水占用料、土石採取料その他河川産出物採取料の単価を、消費税率10%を含む単価に改正
新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正	消費税率の引き上げに伴い、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の額を、消費税率10%を含む額に変更
新十津川町住宅改修促進条例の一部改正	条例の失効期限を令和5年3月31日まで延長するとともに、助成限度額の上限を1住宅あたり40万円にし、助成回数を2回までとする等の改正
新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正	条例の失効期限を令和5年3月31日まで延長するとともに、幼児教育の無償化に伴い、町が交付する私立幼稚園就園補助金に係る記述を削除
新十津川町放課後児童クラブ条例の一部改正	放課後児童クラブの利用料を平成4年度末まで月額1,500円とし、利用の有無にかかわらず登録により月額利用料を徴収する改正
新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正	条例の失効期限を延長し、令和5年3月31日までとする改正
令和元年度新十津川町一般会計補正予算(第7号)	歳入歳出それぞれ2億492万2千円を追加。 総額を73億2,063万円とする。 【主な内容】 ・土地と共に寄付を受けた住宅の解体整地費用 200万円 ・J R 北海道からのJ R 札沼線廃線に伴うまちづくり支援金を、J R 札沼線跡地整備等推進基金へ積み立て 2億円 ・老人福祉施設入所措置事業 85万円 ・農業者が本町を介して返還する経営体育成支援事業補助金 97万2千円 ・8月4～9日の豪雨による、災害復旧工事請負費 110万円
公の施設の指定管理者の指定	施設の名称：新十津川町青年会館 指定管理者 新十津川町青年協議会 会長 新井康平 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
新たな過疎対策法の制定に関する意見書	過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末で失効するが、過疎地域は食・水・エネルギーの供給、災害や温暖化の防止等、多面的、公益的機能を有し、国民の安全安心な生活に寄与している。引き続き過疎対策の充実強化のため、新たな過疎対策法の制定を要望。
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告	平成30年度の教育委員会の活動状況並びに学校教育及び社会教育施策の目標値と達成値、現状分析、課題点、次年度への重点的取組等を公表